

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)8月27日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

町田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年6月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、所定の勤務日数が規則で定める日数に満たない非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>）とする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第10条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間若しくは子育て部分休暇又は職員勤務時間条例第19条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）<u>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、</u>職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、所定の勤務日数<u>又は1日の勤務時間が規則で定める日数又は時間に</u>満たない非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>（以下「短時間勤務職員」という。）</u>を除く。）とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 職員勤務時間条例第17条第1項に規定する育児時間若しくは子育て部分休暇又は職員勤務時間条例第19条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間、</p>

児時間、子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間、子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間、子育て部分休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員(非常勤職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 非常勤職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第11条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。